北本都市計画図

平成二十九年十月印刷

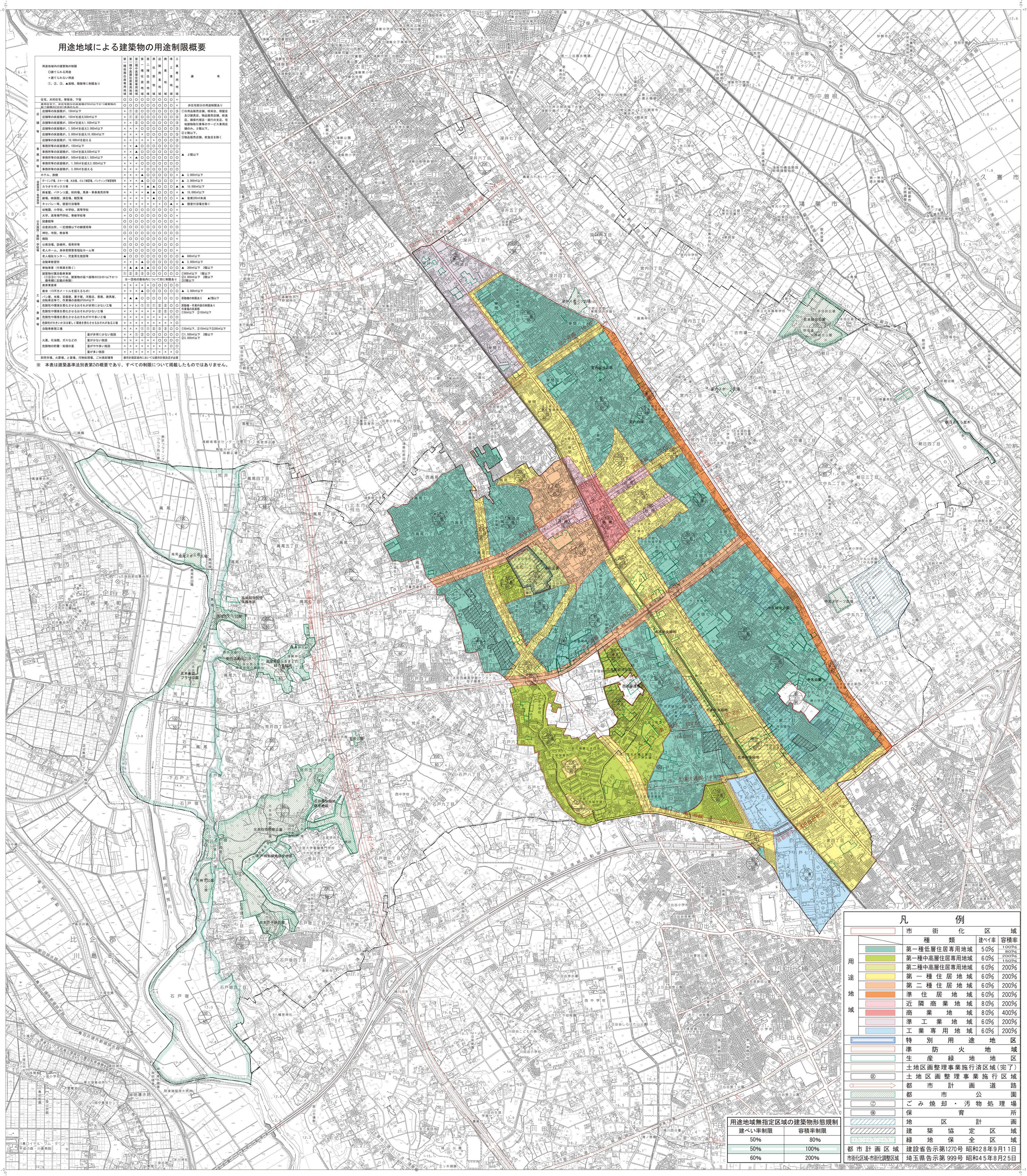

用途地域による建築物の用途制限概要

	用途地域内の建築物の制限 ○建てられる用途 ×建てられない用途 ①、②、③、▲面積、階数等に制限あり		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域	備考
	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下		×	①	②	○	○	○	○	○	○	③	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具店、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店、宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。２階以下。 ②２階以下。 ③物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が、150㎡を超え500㎡以下		×	①	②	○	○	○	○	○	○	③	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え1,500㎡以下		×	×	②	○	○	○	○	○	○	③	
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え3,000㎡以下		×	×	×	○	○	○	○	○	○	③	
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え10,000㎡以下		×	×	×	×	○	○	○	○	○	③	
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超える		×	×	×	×	×	×	○	○	○	③	
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下		×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が、150㎡を超え500㎡以下		×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え1,500㎡以下		×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え3,000㎡以下		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超える		×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	ホテル、旅館		×	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	▲ 3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等		×	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等		×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等		×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	×	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場		×	×	×	×	×	▲	○	○	○	×	▲ 客席200㎡未満
	キャバレー等、個室付浴場等		×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	▲ 個室付浴場を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等		×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	図書館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院		×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体者障害者福祉ホーム等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等		▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所		×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（付車庫を除く）		×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物付属自動車車庫（①②③については、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限）		①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	①600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下
			※一団地の敷地内について別に制限あり										
	倉庫業倉庫		×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	畜舎（15平方メートルを超えるもの）		×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50㎡以下		×	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		×	×	×	①	①	①	②	②	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
	自動車修理工場		×	×	×	①	①	②	③	③	○	○	①50㎡以下、②150㎡以下③300㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	①	②	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下
		量が少ない施設	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
		量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
		量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
	卸売市場、火葬場、と蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要										

※ 本表は建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

用途地域無指定区域の建築物形態規制

建ぺい率制限	容積率制限
50%	80%
50%	100%
60%	200%

凡例

□		市街化区域		
用途地域		種類	建ぺイ率	容積率
	🟩	第一種低層住居専用地域	50%	100% 80%
	🟩	第一種中高層住居専用地域	60%	200% 150%
	🟩	第二種中高層住居専用地域	60%	200%
	🟨	第一種住居地域	60%	200%
	🟧	第二種住居地域	60%	200%
	🟧	準住居地域	60%	200%
	🟪	近隣商業地域	80%	200%
	🟥	商業地域	80%	400%
	🟪	準工業地域	60%	200%
	🟦	工業専用地域	60%	200%
🟦		特別用途地区		
▤		準防火地域		
□		生産緑地地区		
□		土地区画整理事業施行済区域（完了）		
(区)		土地区画整理事業施行区域		
⇨		都市計画道路		
▨		都市公園		
(ご)		ごみ焼却・汚物処理場		
(保)		保育所		
▨		地区計画		
▨		建築協定区域		
▒		緑地保全区域		
都市計画区域		建設省告示第1270号 昭和28年9月11日		
市街化区域・市街化調整区域		埼玉県告示第 999号 昭和45年8月25日		

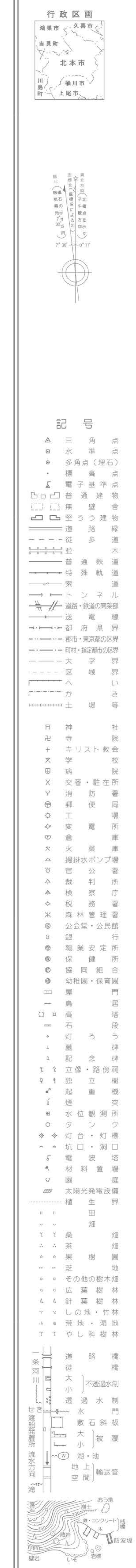

行政区画
鴻巣市
久喜市
吉見町
北本市
川島町
桶川市
上尾市
磁北
図標北（座標系による北）
真北方向（北極点を示す子午線方向）
磁気偏角を示す7°30′方向
7°30′
0°11′
記号
三角点
水準点
多角点（埋石）
標高点
電子基準点
普通建物
無壁舎
堅ろう建物
道路縁
徒歩道
並木
普通鉄道
特殊軌道
索道
トンネル
道路・鉄道の高架部
送電線
都府県界
郡市・東京都の区界
町村・指定都市の区界
大字界
区域界
へい
かき
土堤等
神社
寺院
キリスト教会
学校
病院
交番・駐在所
消防署
郵便局
工場
変電所
倉庫
火薬庫
揚排水ポンプ場
官公署
裁判所
検察庁
税務署
森林管理署
公会堂・公民館
銀行
職業安定所
保健所
協同組合
幼稚園・保育園
屋門
鳥居
高塔
石段
灯ろう
墓碑
記念碑
立像・路傍祠
独立樹
起重機
煙突
水位観測所
タンク
灯台・灯標
坑口・洞口
電波塔
材料置場
園庭
太陽光発電設備
植生界
田
畑
桑畑
茶畑
果樹園
芝地
その他の樹木畑
広葉樹林
針葉樹林
しの地・竹林
荒地・湿地
やし科樹林
一条河川
道路橋
徒橋
大
小
不透過水制
透過水制
せき
水門
渡船発着所
敷石斜板
大
小
被覆
流水方向
湖・池
地上
空間
輸送管
滝
露岩
崩土
おう地
散岩
鉄・コンクリート
木
桟橋
防波堤
壁岩
いそ
岩礁

北本市役所

国際航業株式会社調製

本図は平成２８年３月修正の１：２，５００
北本市基本図より縮小編纂したものである

座標系 第ＩＸ系（日本測地系 2011）
等高線間隔 10ｍ

1:10,000
0 100 500 1,000m

1．平成２２年吉見町１：１０，０００地形図を承認を得て複製したものである。
2．平成２４年鴻巣市１：２０，０００地形図を承認を得て複製したものである。
3．平成２９年桶川市１：１０，０００地形図を承認を得て複製したものである。
4．平成２４年川島町１：２，５００地形図を承認を得て複製したものである。
5．平成２７年上尾市１：１０，０００地形図を承認を得て複製したものである。
6．平成２６年久喜市１：１０，０００地形図を承認を得て複製したものである。

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである
（承認番号）平１４．関公 第１６９号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである
（助言番号）平２２ 関公 第５３号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである
（助言番号）平２７ 関公 第１６５号」